

特定非営利活動法人日本高血圧協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本高血圧協会と称する。また、英文ではThe Japanese Association of Hypertensionとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目8番29号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、高血圧に関する知識の普及と社会啓発による高血圧及び高血圧性循環器合併症の予防の推進並びに高血圧患者の治療の促進を図るとともに、高血圧に関する調査研究と国際交流の事業を推進し、もって広く国民の健康、医療、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 高血圧及び高血圧性循環器合併症の予防と治療に関する知識の普及、啓発、高血圧患者の相談及び指導のための事業
- (2) 高血圧に関連する広報事業
- (3) 高血圧に関する調査研究事業
- (4) 日本高血圧学会などの関連学術団体との連絡協力事業
- (5) World Hypertension League (WHL) (世界高血圧連盟)への協力事業
- (6) そのほか、この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して資金的に援助する個人及び団体
- (入会)

第4章 役員等

(種別及び定数)

第7条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を2人以内で置くことができる。

(選任)

第8条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員の中には、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第9条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、法令、この定款及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。
- (任期等)

第10条 役員(理事及び監事)の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第12条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第13条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第14条 この法人の事務を処理するための事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

2 必要な職員の任免は、理事長が行う。

3 その他必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(支部長)

第15条 この法人は、各都道府県に1人の支部長を置くことができる。

2 支部長は、会員の中から、理事会の推薦で選任する。

3 支部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 その他必要な事項は、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第16条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 事業報告及び活動決算

(5) 役員の選任及び解任

(6) 職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 会員の除名

(9) 解散時の残余財産の帰属先

(10) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第57条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第19条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第20条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第22条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第24条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第58条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第27条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第28条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第31条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席者がなければ、開催することができない。

(議決)

第32条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第2項及び第40条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第34条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 支部長会

(構成)

第35条 支部長会は、支部長をもって構成する。

(権能)

第36条 支部長会は、この定款で定めるもののほか、理事会の諮問に応じて、法人の運営に関する事項を助言する。

(開催)

第37条 支部長会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事会において支部長会への諮問が求められたとき。

(召集)

第38条 支部長会は、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に支部長会を召集しなければならない。

3 支部長会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第39条 支部長会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 支部長会は、支部長総数の3分の1以上の出席者がなければ、開催することができない。

(議事録)

第41条 支部長会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 支部長総数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過と概要

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各項に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第47条 予算の超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。また、次の総会に報告しなければならない。

(予算の追加及び更生)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上の剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(臨時の措置)

第51条 この法人の予算で定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この定款を変更するには、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、総会において選定された者に譲渡する。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | | | |
|-----|-------|----|-------|
| 理事長 | 荒川規矩男 | 理事 | 猿田享男 |
| 理事 | 阿部圭志 | 同 | 島本和明 |
| 同 | 飯村攻 | 同 | 瀧下修一 |
| 同 | 石井當男 | 同 | 日和田邦男 |
| 同 | 今井潤 | 同 | 柊山幸志郎 |
| 向 | 上島弘嗣 | 同 | 藤田敏郎 |
| 同 | 江藤胤尚 | 同 | 松岡博昭 |
| 同 | 荻原俊男 | 監事 | 竹下彰 |
| 同 | 菊池健次郎 | 同 | 松浦秀夫 |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年8月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第56条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年8月31日までとする。

6 任意団体であった日本高血圧協会に属した会員及び権利義務の一切は、この法人が継承する。

平成20年8月27日 施行

平成22年10月16日 第9条第3項及び附則第6条を改訂

平成24年5月13日 NPO法律改正による改訂

平成24年9月21日 第2条の改訂及び附則「役員に関する細則」に第4条と第5条を追加

平成26年10月18日 改訂